

# 御坊市創業者応援事業補助金

御坊市内での  
創業を応援！



御坊市では、御坊市内の商工業振興と創業機運の醸成を図るため、御坊市内で創業される方の創業に係る経費に対して支援を行います。

## 1. 補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次の要件を全て満たす方となります。

- ①御坊市内に住民登録を有している方（事業認定申請時点で確認）
- ②事業認定後、事業認定年度内に創業する方  
（事業承継・第二創業、中小企業基本法に規定する中小企業者に該当しない方は対象外）
- ※創業：事業を営んでいない個人が、御坊市内で事業を開始する開業届を提出すること、または御坊市内に本店所在地を置く法人を設立すること
- ③御坊市内に事業所等を設置する方  
（仮設、臨時の店舗など、その設置が恒常的でない場合は対象外）
- ④御坊市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行を受ける方（補助金交付申請時点で確認）
- ⑤御坊商工会議所が適切な事業計画を有していると認めた方
- ⑥市町村民税を滞納していない方
- ⑦創業後、3年以上、御坊市内で事業を継続することが見込まれる方

必ず創業前に  
事業認定申請を  
行ってください。  
申請手続の流れに  
ついては、裏面を  
ご確認ください。



## 2. 補助対象業種

中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種のうち、御坊市が適当と認める業種

※中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種は、次の業種以外の業種を指します。

- ①農業、②林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く）、
- ③漁業、④金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）

※上記以外にも、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可・届出を要する事業、宗教活動を目的とした事業、政治活動を目的とした事業などは対象外となります。

## 3. 補助金額・補助率

◇補助金額 上限40万円（1千円未満の端数は切り捨て）

※事業所等を商店街地域に設置する場合は上限50万円

◇補助率 3/4

## 4. 補助対象経費 ※消耗品費は対象外となります。

創業に係る次の経費（事業認定後、同一事業年度内にかかる経費が対象）

- ・店舗等借入費（駐車場、敷金、礼金、保証金、管理費、共益費などを除く）
- ・店舗等購入費（土地代を除く）
- ・店舗等改修費
- ・事業に要する設備、機器、備品等の購入費

（一般車両、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、WEBカメラ、ウェアラブル端末、パソコン周辺機器及びその他汎用性が高く目的外使用になり得るものを除く。また、単価が税抜1万円以上のものに限る）

- ・広報費

裏面に続く

## 5. 特定創業支援等事業とは

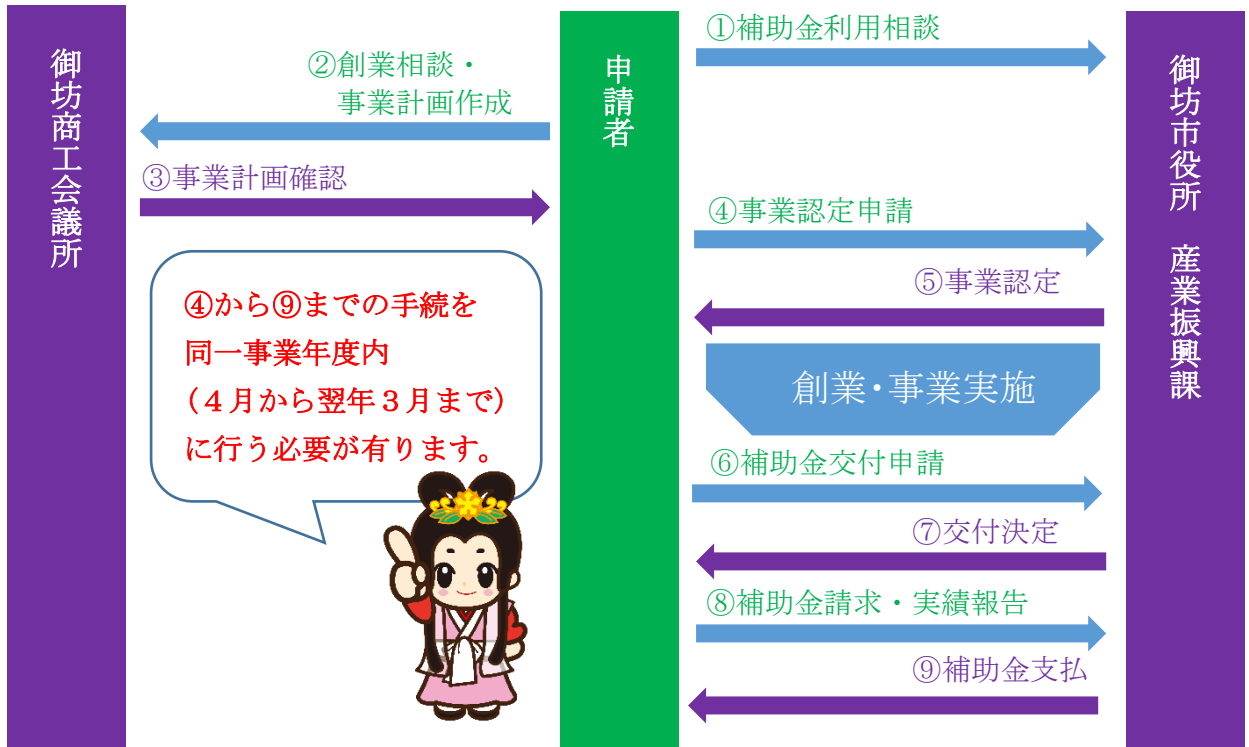
特定創業支援等事業とは、創業希望者などに行う継続的な支援で、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識を習得することができる事業です。御坊商工会議所が実施する創業セミナー、ワンストップ相談窓口などが該当します。

なお、詳細については、御坊市ホームページをご確認ください。



▲詳細はこちら

## 6. 申請手続の流れ



## 7. 必要書類

### ④事業認定申請時

事業認定申請書、事業計画書、収支予算書、住民票の写し、市税完納証明書(非課税証明書)、補助対象経費の算出基礎資料

### ⑥補助金交付申請時

補助金交付申請書、事業認定通知書の写し、開業届(履歴事項全部証明書)の写し、事業所の外観・内観の写真、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書、営業許可書等の写し(許認可を必要とする業種の場合)

### ⑧補助金請求・実績報告時

補助金交付請求書、補助金実績報告書、収支精算書、振込口座通帳の写し、補助対象経費の支払を証明する書類(領収書など)、事業所等の賃貸借契約書の写し(補助対象経費に店舗借入費を含む場合)

## 8. お問い合わせ先

御坊市役所 産業振興課

☎0738-23-5510



▲市ホームページ